

地区計画区域内において 建築物の建築等を計画されている皆様へ

地区計画の区域（再開発等促進区又は地区整備計画が定められている区域）内で、建築物の建築等を行う際には、**都市計画法第58条の2**に定められた届出が必要です。**建築確認申請等の前**に届出をお願いします。

届出が必要な区域

- A 後楽二丁目地区再開発等促進区を定める地区計画の区域内
- B 茗荷谷駅前地区地区計画の地区整備計画の区域内
- C 春日・後樂園駅前地区地区計画の地区整備計画の区域内

届出が必要な行為の例

- 土地の区画形質の変更
- 建築物等の建築
（新築、改築、増築）
- 建築物の用途の変更 など

※詳しくは、担当にご相談ください。
届出が必要な行為は法令に定められています。

届出の流れ

事前相談

都市計画課

- ・届出が必要かどうか。
- ・必要な場合、届出書をお渡しします。

※ 地域整備課へも計画内容についてご相談ください。

届出書提出

都市計画課に提出してください。

届出部数は2部

- 【添付図書】
- ・位置図
 - ・配置図
 - ・各階平面図
 - ・立面図（2面以上）
 - ・その他参考図書

建築確認申請等

事前相談・届出先 文京区 都市計画部 都市計画課 都市計画担当
電話番号 03-5803-1239（直通）